

財管第30号  
平成20年1月11日

「本気で臨海部の未来を考える会」

「川崎南高を活かそう会」

代表 高橋 徹夫 様

神奈川県知事 松沢 成文



旧神奈川県立川崎南高校解体工事に関する緊急の要望について（回答）

県政の推進につきましては、日ごろからご理解、ご協力をいただきまして、ありがとうございます。

さて、平成20年1月7日付けで提出されました標記の要望について、別紙のとおり回答いたします。

問い合わせ先

総務部財産管理課財産企画班 和田、平塚

電話 045-210-2514、2518（直通）

(回 答)

高校の跡地の利活用につきましては、まず、県自らの利用を検討し、次に県が利用しない場合には、地元市町村において公的な活用の意向があれば優先して譲渡していく、そしてこうした公的な活用が見込まれない場合には、民間での活用を図るという、活用にあたっての基本的な考え方にに基づきながら、併せて高校再編整備の原資とするために、慎重に検討を進めてまいりました。

元川崎南高校の跡地の利活用につきましては、県で直接利用する予定はなく、また川崎市も購入の希望はありませんでしたが、同市が策定した「南渡田周辺地区」整備計画等に即したものとなるよう、市と協調して検討してほしい旨の要望がありました。

県といたしましては、市の整備計画等により、今後、高校跡地を含む同地域の土地利用転換が図られ、地域の活性化などが期待できることなどから、市のまちづくりに協力することとしたものでございます。

建物につきましては、

- ・ 川崎市は同校跡地を含む小田栄西地区について、地域の活性化などを図るための地区計画を策定し、まちづくりの実現に向けて進展を図っていることから、これに協力していくこととしたこと
- ・ 高校跡地は、基本的に無人となることから、不審者など第三者による侵入の予防など、防犯・防火対策の観点などから早期の除却が望ましいこと
- ・ また、土壤汚染対策については、跡地の利活用を進めるためにも、恒久的な対策が必要であることから、まず、建物を除却し、その後、土壤改良等を図っていくことが合理的であること

から除却することとしたところです。

また、元川崎南高校の建物に使用されているアスベストを含有する建材につきましては、建物本体の解体工事に先立って、アスベスト関係法令等の規定に基づき除去工事を行うこととしております。

なお、元川崎南高校除却工事に関しては、入札の結果、株式会社萬世と請負契約を締結しております。